

結果を報告いたします。

本日、最終日の案件は審査報告二件と、表彰議案一件並びに特定事件の継続調査でございます。日程は、すでにお配りしてあるとおりの順序でお願いすることにし、市長から追加送付されました表彰議案は、これと同種のもうが第二日目の本会議ですぐに議決されておりますので、議運といたしましては即決を願うよう意見の一致を見ておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、理事者側から全協の申し出がございましたので、本会議終了後に行うことを、議運は了承しておりますので、あらかじめお含み置き、お願い申し上げます。

簡車でございますが、本日の議事が円滑に運ばれますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（小林菊三君） たいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林菊三君） これより日程に入ります。

日程第一議案第二十九号福生市民憲章制定審議会条例を議題といたします。本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 鈴木藤次郎君登壇）

○総務委員長（鈴木藤次郎君） 御指名がありましたので、議案第二十九号につき、御報告をさせていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

当市も市制施行以来、早くも十年が経過しようとしております。この記念の一つとして、当市にふさわしい市民憲章を制定しようとする事から、去る五月十一日の臨時議会において、当条例案を提出され、即日当委員会に付託になり、六月十八日には全委員の出席のもとに本案を慎重に審議いたしました。委員から、本憲章の制定するメリットは何か、審議会の進め方と内容はどうなるか、市民の意見をどう把握するのか等の質疑がありました。これに対し、市民憲章は市民みずからお互いに誓い合うためのものであり、道徳心の

高揚につながるものと思う。憲章の内容は、今後クミシギされます審議会の委員にゆだねられることとなるが、市の基本構想との関連もあるので、そうした認識の上で検討していただくことになります。形式的には、市民の総意に基づくものであるが、審議会の中でアンケート調査を行うことになるかと思う。この決定に当たっては、条例とは違って本会議での議決は要はないもの、やはりお諮りして決めたいと思う。

また、さらに委員から、市民の総意といっても果たしてこれは可能かどうかとの発言もあり、制定された他の市の内容を見ても、非常に抽象的なものが多く、結局最大公約数にまとめられ、そうなさざるを得ないかと思う。このような答弁もあり、さらに生活と自然の調和する文化がいま見直される現今、市の行政を進める上からも大切なことであり、市民憲章は必要と思うとの意見もあり、当委員会においては全員の一致をもって原案どおり決定した次第であります。

よろしく御審議を賜りまして、委員会の報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

○二十三番(岩田 博君) 審議会は何日に開いて、市民代表はだれとだれになって、

出席委員はだれであったか教えていただきたい。

○総務委員長(鈴木藤次郎君) 自席で答弁させていただきます。

二十九号の報告につきましても、ここで審議委員会をつくるという条例に基づいて審査したのでございしますので、人員のことにつきましては、後日になろうかと思えます。

○二十三番(岩田 博君) いつ開いたか教えていただきたい。

○総務委員長(鈴木藤次郎君) 六月十八日に行いました。

○二十四番(塩野鉄之助君) 委員長にお伺いしたいんですが、二十三番岩田議員から行われていたが、委員長報告に対して補足説明だけ先にされちゃって、いつ何時にどこでやったのか、そのことを落としたので、この議案についてわれわれは何をやったか、いつやったかとまわっている。何月何日何時から議案何号についてというところが、たとえば省略するのだったら省略するような委員長報告をして

議三十一
議三十二
議三十三
議三十八
議三十九
議五十
議五十一
議五十二
議五十三
議五十四
第二定
第三目
議二十九
一般質問
議七十三
議七十三

いただきたい。補足はよくわかりました。

○議長（小林菊三君） 暫時休憩いたします。

午前十時十分 休憩

午前十時四十五分 開議

○議長（小林菊三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務委員長（鈴木藤次郎君） 自席より発言訂正をさせていただきます。

先ほどの審査報告の中で、議案審査報告書の朗読を省略するということを落としたことをおわび申し上げます。

また、報告中「市制施行以来、早くも十年が経過しようとしております」と報告いたしましたか、「十年を迎えようとしております」と訂正をさせていただきます。なお、補足説明中において、組織をク・ミ・シ・キと読み間違えましたので、よろしく御訂正のほどをお願いいたします。不慣れなことをおわび申し上げます。

○議長（小林菊三君） ただいま総務委員長より訂正の発言がありましたか、発

言どおり訂正することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。さよう決定いたしました。

以上で質疑を終ります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十九号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十九号は委員会

審査報告どおり可決されました。

議三十一
議三十二
議三十三
議三十八
議三十九
議五十一
議五十二
議五十四
第二定
(第三目)
議二十九
議三十一
議三十二
議三十三

○議長(小林菊三君) 日程第二議案第三十一号市道路線の認定についてと議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 村野武男君 登壇)

○建設委員長(村野武男君) 御指名をいただきましたので、議案第三十一号市道路線の認定について、審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

当委員会は、本案審査に当たり、三路線について現地をつぶさに調査した後、審査に入りました。

委員より、三路線について下水道計画はどうなっているか。あるいは武四七号線は、今後住宅もできるようなだが等の質疑があり、理事者より説明を求めました。

市道二九三号線は污水管を、また市道二九四号線は雨水管を埋設してから

舗装したい。また市道武四七号線は周辺に公共下水道管が埋設されておらず、飯田建設株式会社が二十五ミリの水道管を入れて舗装もされております。消火栓については、北側の公園内に四十立方メートルの貯水槽が設置されているとの答弁があり、本案についてお諮りしたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

よろしく御審議を賜り、当委員会報告どおり御確定くださるようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十一号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議三十一
議三十二
議三十三
議三十四
議三十五
議三十六
議三十七
議三十八
議三十九
議四十
議四十一
議四十二
議四十三
議四十四
議四十五
議四十六
議四十七
議四十八
議四十九
議五十
議五十一
議五十二
議五十三
議五十四
議五十五
議五十六
議五十七
議五十八
議五十九
議六十
議六十一
議六十二
議六十三
議六十四
議六十五
議六十六
議六十七
議六十八
議六十九
議七十
議七十一
議七十二
議七十三
議七十四
議七十五
議七十六
議七十七
議七十八
議七十九
議八十
議八十一
議八十二
議八十三
議八十四
議八十五
議八十六
議八十七
議八十八
議八十九
議九十
議九十一
議九十二
議九十三
議九十四
議九十五
議九十六
議九十七
議九十八
議九十九
議一百

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議の通り決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十一号は、委員

会審査報告どおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 三程第三議案第七十四号 福生市表彰条例に基づく自治功

労者についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) 議案第七十四号 福生市表彰条例に基づく自治功労者

についてにつき、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

来る七月一日の市制施行記念日に、本市議会、御議決を経て自治功労者に列し、自治功労章をお贈り申し上げます。該功労者六人につきましては、去る

六月十五日の本会議において全員御議決をいただいたのでございますが、お一人調査漏れの方がございましたので、ここに追加上程させていただきます。

本案記載の平井賢治氏は、本案の末尾に記載してございますとおり、町議会議員を四年間、次いで町及び市の農業委員会委員を十一年十一月と二十日間務められ、過日御退職になつたのでございまして、りっぱに自治功労者の資格がある方でございます。

過日、自治功労者の御議決をいただいた後でそれを発見いたしました。幸い本日の本会議がございますので、去る六月十九日に再び表彰審査委員会をお願い申し上げ、追加することの御了承をいただいた次第でございます。その際、もちろん委員の皆様から、大変な御叱正をちょうだいいたしました。晴れのお祝い事であるのに追加するということは、被表彰者に対してこれほど失礼なことはいないか、今後は厳重に注意するよう、お願いいたします。本日は、そのとおりでございますので、今後は十分に注意したいと存じます。申しわけございません。

本案につきましては、まげて満場一致御可決御確定あつんことをお願い申し

上げまして、御説明と終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十一番(末次性男君) ただいま提案理由の説明の中で、詳しくこの件に関しまして説明がなされまして、いささかおくれた感もあります。せつかくの機会でございますので、一言理事者側に対しまして、苦言を申し上げておきます。

本件に関しましては、第一日目の定例会において上程されるべきものが漏れてしまったということでございまして、このことは全く理事者側の不注意によるものでございします。特に、本件は人事案件でございしますので、今後このようなことがないように十分に注意されるよう、強く要望をいたしておきます。

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。

よって議案第七十四号は原案ど

おり同意いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第四特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、総務、建設の二委員会から、継続調査の要求がありました。本件はお手元に御配付のとおり、閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。会議を開じます。

これをもって、昭和五十四年第二回福生市議会定例会を閉会いたします。
午前十時五十五分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

小林南三

議員

高水惣八

議員

東市春夜

議員

村尾永次

(写)

福総庶務第八百八十九号

昭和五十四年六月十四日

福生市長 石川 常太郎 印

福生市議会議長

小林 菊三 殿

追加議案の送付について

昭和五十四年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第七十二号 議会の議員の昭和五十四年六月期期末手当の支給割合等を定める

条例

二 議案第七十三号

福生市の一般職員の昭和五十四年六月期期末手当の支給割合等を定める条例

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|---------|-------------|---------------|
| 一件 | 名 | 議案第二十九号 | 福生市民憲章制定審議会条例 |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和五十四年五月十一日 | (第二回福生市議会臨時会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和五十四年六月十八日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十四年六月十八日

総務委員会

委員長 鈴木 藤次郎

福生市議会議長 小林 菊三 殿

審査報告

- | | | | | |
|---|---------|---|-------------|---------------|
| 一 | 件 | 名 | 議案第三十一号 | 市道路線の認定について |
| 二 | 委員会付託月日 | | 昭和五十四年六月十五日 | (第二回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会月日 | | 昭和五十四年六月十九日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

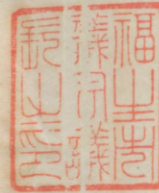
昭和五十四年六月十九日

建設委員会

委員長 村 野 武 男

福生市議会議長 小 林 菊 三 殿

決裁 区分	甲 乙 <u>丙</u>	文書 分類	発送・ <u>市内</u> ・議案・令達	福議 収 第 <u>180</u> 号
保存	1 3 5 10 15 <u>永</u>	廃棄	年 月	F・No <u>A 9 2</u>
取扱上 注意	至急 秘	添 付 物	起案	<u>54</u> 年 <u>11</u> 月 <u>29</u> 日
浄書 発 送 要 求	浄書区分	本	控	計
	☐ タイプ ☐ 原・力			
	☐ 孔 版			
	☐ 手書複写			
	☐ ペン書			
	用 紙	紙	発 送	送
	☐ 更 級	☐ 普通	☐ 速達	
	☐ 中質紙	☐ 書留	☐ 親展	
	☐ 上質紙	☐ 使送	☐ 携行	
	☐ タイプ紙	☐ その他		
	☐ その他			
先 方 文 書				年 月 日 収受
浄 書 照 合 公 印 施 行 機・管係長	発送 表示	作成	月 日迄	発送 月
	完了 表示	作成	月 日了	発送 月 日了
主 起 案 者	係 員	係 長	局 長	委 員 長
管 氏名 <u>小沢幸恵</u>				
あて先 発信者	福生市長	石川常太郎	福生市議会議長	小林菊三
注意 事項				
件	<u>会議録の送付について</u>			
上記のことについて別紙のように照会 回答 報告 依頼 してよろしいか伺います。 別冊 送付 します。				



1. 昭和54年第3回福生市議会臨時会
(7月10日～7月20日)